別記

様式第１号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　土岐市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

（名称又は代表者）

氏　名

（印省略）

　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

土岐市指定ごみ袋取扱店指定申請書

　土岐市指定ごみ袋取扱店の指定を受けたいので、土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第６条第１項の規定により申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗等の名称 |  |
| 店舗等の所在地 | 〒　　　－　　　　　　　　　電　話（　　　　　　）　　　－ |
| 業種又は事業内容 |  |
| 取扱日時（定休日、営業時間など） |  |

様式第２号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（指　定　番　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　号

土岐市指定ごみ袋取扱店指定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

（名称又は代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　（取扱店舗　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　年　　　月　　　日付けで申請があった土岐市指定ごみ袋取扱店の指定については、次のとおり指定をすることに決定しましたので、土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第６条第２項の規定により通知します。

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　土岐市長　　　　　　　　　　　　　印

＜取扱店の条件＞

１　申請書に基づき、委託契約を締結すること。

２　取扱店は、一般の需要を満たすに足りる数量の指定ごみ袋を常備すること。

３　取扱店は、指定ごみ袋の引渡しを受けようとするときは、指定ごみ袋の数量及び相当する手数料その他の必要な事項を記載した指定ごみ袋発注書を市長に提出するものとする。

４　取扱店は、市からの請求に基づき、速やかに手数料の納入をすること。

５　取扱店は、市からの指定ごみ袋の取扱方法その他に関して指示又は報告を求められた場合、速やかに従うこと。

６　取扱店は、指定ごみ袋の取扱いを廃止するときは、３０日前までに土岐市指定ごみ袋取扱店廃止届を提出すること。

７　取扱店は、指定ごみ袋の取扱いを廃止したときは、その保有する指定ごみ袋を直ちに返還すること。

様式第３号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（通知書番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　号

土岐市指定ごみ袋取扱店不指定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

（名称又は代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　（取扱店舗　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　年　　　月　　　日付けで申請があった土岐市指定ごみ袋取扱店の指定については、次のとおり指定をしないことに決定しましたので、土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第６条第２項の規定により通知します。

不指定を決定した理由

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　土岐市長　　　　　　　　　　　　　印

＜不服申立て及び取消訴訟について＞

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、土岐市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、土岐市を被告として（土岐市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、１の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起するころができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第４号（第７条関係）

土岐市指定ごみ袋取扱店証



**兼指定ごみ袋による一般廃棄物処理手数料収納事務受託者証**

指定番号

　　第　　　　号

様式第５号（第７条関係）

　土岐市長　様

指定ごみ袋発注書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 単　　　　　　価 | 手　数　料 | 数　　　量 |
| 指定ごみ袋 | 大　２７，０００円／箱（１箱＝２０袋入×３０セット） | １，０５０円／箱 | 箱 |
| 中　２１，０００円／箱（１箱＝２０袋入×３０セット） | １，０５０円／箱 | 箱 |
| 小　　９，０００円／箱（１箱＝２０袋入×３０セット） | １，０５０円／箱 | 箱 |

　希望受領日　　　　　　年　　　月　　　日（火曜日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　※　毎週火曜日が受領日です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　※　火曜日以外で受領を希望される場合は、環境センターにご相談ください。

※　希望日を記入してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　※　祝日の場合は、配布はありません。

　希望受領場所　　　環境センター

生活環境課・西部支所・鶴里支所・曽木支所・駄知支所・肥田支所

　　　　　　　　　　　　　　　　　※　受領を希望する場所に丸をつけてください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　※　４箱以上発注する場合は、環境センターのみ対応可能

　土岐市指定ごみ袋を上記のとおり発注します。

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　発注者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取扱店名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

ＦＡＸ

Ｅメールアドレス

様式第６号（第１３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　土岐市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

（名称又は代表者）

氏　名

（印省略）

　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

土岐市指定ごみ袋取扱店指定内容変更届

　土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第１３条の規定により、取扱店の指定内容の変更について、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定年月日 |  |
| 指定番号 |  |
| 変更年月日 |  |
| 変更内容 | 変　　更　　前 | 変　　更　　後 |
|  |  |
| 変更理由 |  |

様式第７号（第１４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　土岐市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

（名称又は代表者）

氏　名

（印省略）

　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

土岐市指定ごみ袋取扱店廃止届

　土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第１４条の規定により、取扱店の廃止について、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗等の所在地 |  |
| 店舗等の名称 |  |
| 指定年月日 |  |
| 指定番号 |  |
| 廃止年月日 |  |
| 廃止の理由 |  |

様式第８号（第１５条関係）

土岐市指定ごみ袋取扱店指定取消通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

（名称又は代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　年　　　月　　　日付けで決定した土岐市指定ごみ袋取扱店の指定については、次のとおり指定を取り消しますので、土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第１５条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 |  |
| 店舗等の住所 |  |
| 店舗等の名称 |  |
| 取消の理由 |  |

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　土岐市長　　　　　　　　　　　　　印

不服申立て及び取消訴訟について

１　この処分について不服があるときは、この処分があることを知った日の翌日から起算して３か月以内に、土岐市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があることを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、土岐市を被告として（土岐市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、１の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第９号（第１６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　土岐市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

（名称又は代表者）

氏　名

（印省略）

　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

土岐市指定ごみ袋手数料還付申請書

　土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱第１６条の規定により、手数料の還付を受けたいので、以下のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止届出日又は指定取消日 |  |
| 返還した指定ごみ袋の数量 | 大 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　セット（２０袋） |
| 中 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　セット（２０袋） |
| 小 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　セット（２０袋） |

※この申請書に、請求書を添付して請求してください。

|  |
| --- |
| 誓約欄　この還付申請にあたり、取扱廃止により土岐市へ返還した指定ごみ袋は、申請者が発注及び受領したものに相違ないことを誓います。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日申請者　所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 |